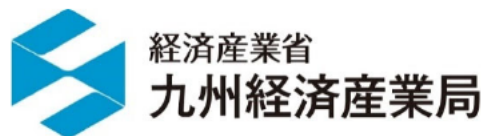


九州地域の自治体並びに地域住民の皆様



九州管内の再エネ発電設備におけるFIT制度上の法令違反等に係る

# 情報提供窓口開設のご案内

令和6年7月1日～令和7年3月24日

「固定価格買取制度（FIT制度）」の創設以降、再エネ発電設備の普及が進み、将来の主力電源化に向けて、地域と共生した設備の長期的な運営を目指しています。

一方で、法令違反等の疑いがあり発電設備の近隣にお住まいの方々の不安や、安心安全にかかるトラブルの可能性のある案件が散見されており、主力電源化への大きな障害となっています。

九州経済産業局では、このような「法令違反等の疑いがある九州管内の発電設備」（以降、「不適切案件」と表記）に係るご相談窓口として、「九州再エネコールセンター」を設置し、管内の情報収集と対応施策の検討を行って参ります。



適切に運用される  
太陽光発電施設の例

九州再エネ発電設備情報提供窓口

## 九州再エネコールセンター

電話：0120-210-711

メール：[kyu-fit-center@kyushu-saiene.go.jp](mailto:kyu-fit-center@kyushu-saiene.go.jp)



← QRコードを読み取るとメールソフトが立ち上がります。写真等を送付する際ご利用ください。

<営業時間>

平日/9:00～17:00（休憩12:00～13:00）

※年末年始除く ※開設期間：令和6年7月1日から令和7年3月24日まで

不適切案件の例や、ご相談・情報提供から対応に係る詳細は  
次頁（裏面）をご参照ください。

本事業は、九州経済産業局より委託を受けて、株式会社地域計画建築研究所が実施しています。



株式会社 地域計画建築研究所

アルパック

Architects, Regional Planners & Associates, Kyoto

本社/京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99番地  
四条SETビル2階

# 不適切案件の例（太陽光発電施設の場合）

## 標識・柵塀の不備

- 標識が設置されていない
- 柵塀が設置されていない
- 柵塀の高さが低い、破損している等、施設への侵入を防ぐ機能を果たしていない

等

## 保守点検・維持管理不十分

- 雑草がびっこり、敷地外への浸出や、沿道の通行障害などが生じている
- 土砂や草刈りの残渣等が流出し、公共の排水路の詰まりなどが生じている

等

## その他の事例

- 自治体の定める条例やガイドラインに違反し、所管する自治体の指導に従わない。
- 条例やガイドラインに違反している訳ではないが、対応が不十分。

等

## 説明会の不備

- 条例に定める説明会の要件（参加者の範囲、説明内容等）を満たさない 等

※令和6年4月1日、改正再エネ特措法が施行。FIT/FIP認定申請前に改正再エネ特措法に基づく要件を満たす説明会等の開催が必要になった。

## 【柵塀の不適切事例】



第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようになっていない

## 【ご参考：改正FIT法を踏まえたガイドライン等】

- 認定事業者の遵守事項等：事業計画策定ガイドライン（電源種ごと）
- 説明会の開催要件等：説明会及び事前周知措置実施ガイドライン
- 認定事業者の委託先に対する責任の明確化：事業者事業者の再生可能エネルギー発電事業に係る業務の委託について

なっとく！  
再生可能エネルギー



ガイドライン掲載ページ

## ご相談・情報提供～対応の流れ

### STEP1



九州再エネコール  
センターへのご連絡

- 不適切案件と思われる発電施設や事業者について、電話やメールにより情報提供をお願いいたします。

### STEP2



不適切性の確認

- 当該案件の不適切性について、センターが確認いたします。  
※追加の情報提供などをお願いさせていただく場合がございます。

### STEP3



事業者への改善連絡

- 不適切性が明らかな場合、センターから当該事業者等に対して改善連絡を実施します。

### STEP4

不適切性の改善確認

- センターから、不適切性の改善確認を実施します。

※情報提供者（通報者）の特定につながる個人情報等は、センター及び九州経済産業局内において提供いただいた事案の対応に必要な用途にのみ利用します。

※一つの案件につき、対応完了まで短くとも1カ月程度を要します。

※原則、発電事業者への対応結果のお知らせ等は致しません。